

計画作成年度	2026年度(令和8年度)
計画主体	広島県福山市

## 福山市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名	福山市経済環境局経済部農林水産課
所在地	広島県福山市東桜町3番5号
電話番号	084-928-1033
FAX番号	084-927-7021
メールアドレス	nourin-suisan@city.fukuyama.hiroshima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、アライグマ、ヌートリア、カラス、カワウ、ツキノワグマ
計画期間	2026年度（令和8年度）～2028年度（令和10年度）
対象地域	広島県福山市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状【2024年度（令和6年度）】

1) 農業被害

農業被害は、イノシシによる水稲の被害が大半を占めており、2024年度（令和6年度）には597万円に達している。サルやニホンジカの日常生活圏への出没が見られ、今後、被害が増加する恐れがある。

2) 林業被害

林業被害は確認されていないが、今後、ニホンジカによる植林木（苗木）などへの被害が懸念される。

3) 水産被害

カワウによる放流されたアユ等への被害がある。

4) 生活環境被害

イノシシやサルやよる住宅地や集落など日常生活圏への出没が見られる。特にイノシシについては、耕作放棄地や放任果樹等に誘引されている可能性が高く、頻繁な出没や掘り起こしが見られ、噛みつきによる人身事故も発生している。

5) 鳥獣種別の被害品目、面積、金額

鳥獣の種類	被害の現状【2024年度（令和6年度）】	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	5,744千円 570a
	野菜（すいか、かぼちゃ 他）	169千円 2.5a
	果樹（いちじく、かき）	56千円 1.2a
ニホンジカ		0千円 0a
サル	いも類	9千円 0.5a
	野菜（すいか、かぼちゃ 他）	26千円 0.8a
	果樹（ぶどう、かき 他）	95千円 1.2a
ヌートリア	水稲	48千円 4.8a
アライグマ	果樹（ぶどう）	16千円 0.1a
カラス		0千円 0a
カワウ	水産物被害あり	把握していないものの実態はある。

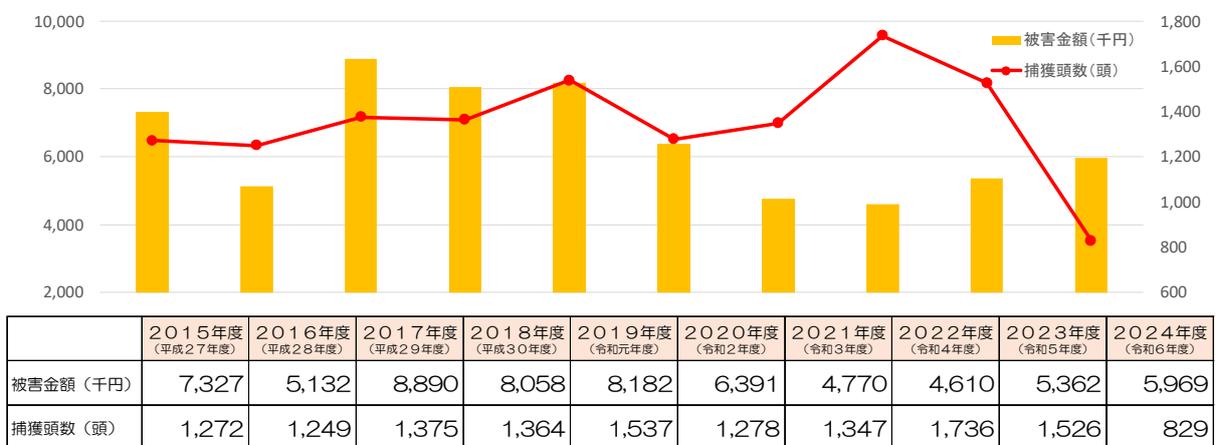
## (2) 被害の傾向

日常生活圏周辺の農地等の荒廃の進行などにより、イノシシ、サルなどが出没し、市内全域で被害が拡大している。なお、被害状況は市民から寄せられた被害届と農業共済組合からの水稻の被害報告により把握している。

### ① イノシシ（被害時期：通年）

市内全域で年間を通して出没し、水稻、野菜、果樹等の農作物被害や畦畔、法面、農業用施設等への掘り起こしによる被害が発生している。さらに、頻繁な出没や人的被害も懸念される。

【イノシシによる被害金額と捕獲頭数 2015年度～2024年度】



### ② ニホンジカ（被害時期：生育期・収穫期）

市北部地域を中心に目撃情報や捕獲頭数が増加しており、今後、農作物被害等が懸念される。

### ③ サル（被害時期：通年）

北部地域では季節的ではあるが、出没が恒常化しており、農作物被害の拡大に加え、人的被害も懸念される。

### ④ ヌートリア（被害時期：通年）

市内のほぼ全域で水稻の農作物被害や水路、畦畔の掘り起こしによる被害が発生している。また、繁殖力が強いことから農作物被害の増加が予想される。

### ⑤ アライグマ（被害時期：通年）

市内のほぼ全域で捕獲実績があり、野菜や果樹の農作物被害や民家への侵入等の生活環境被害が発生している。また、繁殖力が強いことから農作物被害の増加が予想される。

### ⑥ カラス（被害時期：収穫期）

野菜や果樹などの農作物被害の報告はないが、市内の随所に生息していることから、今後、農作物被害等が発生する可能性がある。

⑦ カワウ（被害時期：通年）

芦田川流域及び市内沿岸域で放流稚魚などが捕食される水産資源被害が発生しており、市内には数か所のコロニーやねぐらがあることから、今後も被害の増加が予想される。

⑧ ツキノワグマ（被害時期：春～秋、冬眠時以外）

北部地域でクマらしき大型野生鳥獣の目撃情報が増えている。これまで、クマの痕跡や生息確認はされておらず、農作物被害・人身事故の報告もない。しかしながら、クマの生息域は拡大傾向にあり、今後、日常生活圏への出没及び農作物被害等が発生する可能性がある。

（３）被害の軽減目標

指標	※現状値		目標値 【2028年度（令和10年度）】	
	イノシシ	5,314千円	528a	4,782千円
ニホンジカ	0千円	0a	0千円	0a
サル	47千円	1a	42千円	0.9a
ヌートリア	27千円	2a	24千円	1.8a
アライグマ	217千円	4a	195千円	3.6a
カラス	0千円	0a	0千円	0a
カワウ	－千円	－ a	－千円	－ a

※現状値は2022年度（令和4年度）から2024年度（令和6年度）までの3年平均値。

目標値は現状値から1割減を設定。

なお、目標の達成に向けて、行政支援の内容を評価し、改善していくための新しい指標の設定について検討する。

（４）従来講じてきた被害防止対策

これまで、イノシシ被害対策を中心に、「寄せ付けない環境づくり」「侵入防止」「捕獲」の3つの対策を進めてきた。

【寄せ付けない環境づくり】

地域によるイノシシの潜み場となる山際や耕作放棄地等の草刈り、サルの追払い事業などに対して支援を行っている。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
草刈り、放置果樹撤去等	3件	5件	7件	5件	5件
イノシシ防護柵修繕等	0件	1件	1件	0件	1件
サル追払い	3件	5件	8件	8件	8件
計	6件	11件	16件	13件	14件

## 【侵入防止】

イノシシによる農作物被害抑制を目的に、地域で取り組む電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置を支援している。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	5年間計
件数	21件	12件	10件	9件	6件	58件
距離	7,669m	4,400m	3,506m	6,832m	3,908m	26,315m

「寄せ付けない環境づくり」や「侵入防止」の継続した対策により、農作物被害は総じて減少傾向にあるものの、近年は、横ばい傾向となっており、さらなる被害軽減につなげていくためには、地域ぐるみの対策と適正な対策指導が必要となってきた。

このため、令和7年度から一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構（tegos）に参画し、専門知識を持つ職員により、集落調査や現地指導などを行いながら対策の充実と普及啓発に努めている。

## 【捕獲】

有害鳥獣捕獲班（7班）を編成し、イノシシ等による農作物被害や出没情報をもとに年間1,000程度の捕獲を行っている。（捕獲頭数は、2 - （2）①参照）

また、地域への箱わな設置に対して支援を行っている。

### ○箱わな設置支援基数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	5年間計
件数	13件	9件	5件	8件	11件	46件
基数	21基	14基	7基	12基	15基	69基

### ○イノシシ市街地出没対策

イノシシによる市街地への出没による人身被害が2023年度（令和5年度）に4件発生した。このため、市の事業として令和6年度からイノシシの市街地出没の抑制対策に取り組んでいる。内容は、市街地周辺の成獣捕獲に重点を置いた対策で、委託事業で4か所の山林の生息状況調査を行い、捕獲は痕跡密度の高い場所において、獣サイズ判別センサーを活用するとともに箱わな捕獲の難しい山間部では、委託事業によるくくりわなによる集中捕獲を行い、日常生活圏への出没の抑制と生息数の減少を図るものである。

### ○サル捕獲対策

北部地域を中心に5つの群れが確認されており、2023年度（令和5年度）から3か年計画で有害な群れを捕獲する対策に取り組んでいる。内容は、生息状況調査、GPS首輪による行動圏調査を行って効果的な捕獲場所を選定し、捕獲は大型檻設置で群れ全体の捕獲をめざしている。

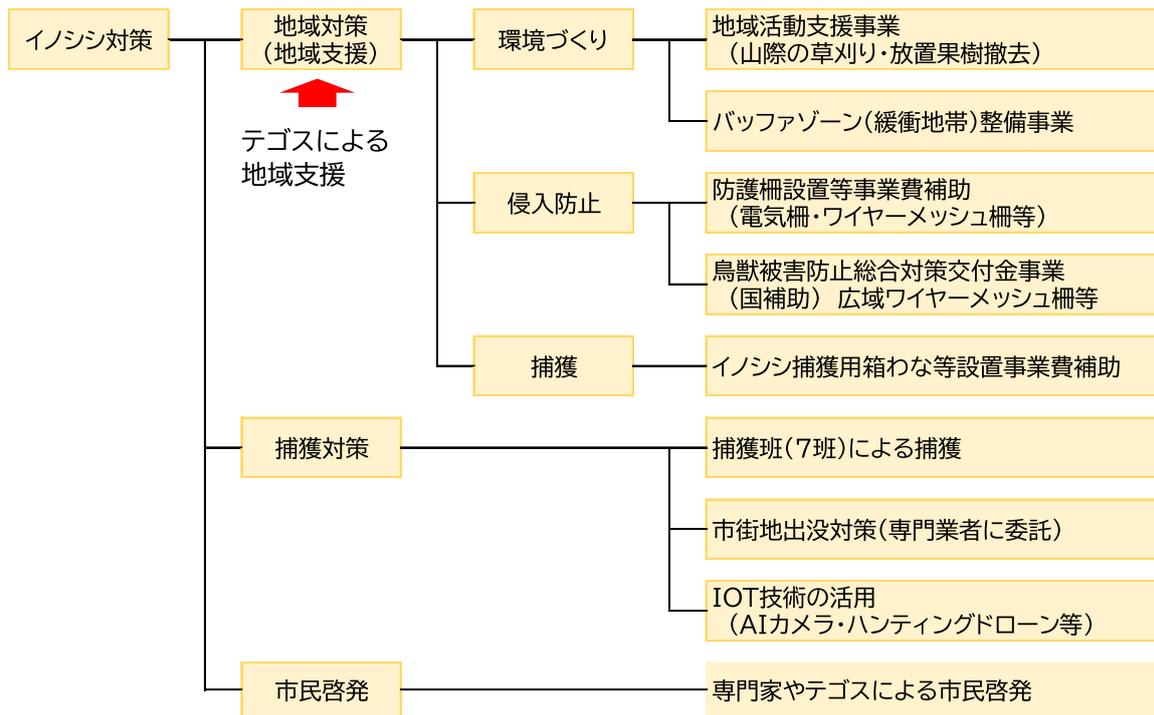
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① 対象鳥獣全般</p> <p>市内の各猟友会長の推薦を受けた者で7つの捕獲班を編成し、銃器・箱わな・くくりわなによる捕獲を実施しており、市は捕獲班に対し出動報償金や捕獲個体の買上金を支給している。</p> <p>このほか、狩猟期間外において、農作物被害又は生活環境被害を受けている場合、狩猟免許所持者の申請により捕獲の許可を行っている。</p> <p>狩猟者の確保の取組としては、新規で狩猟免許の取得及び猟銃所持の許可申請を行う者に対し、免許等取得費用を補助している。（市補助）</p> <p>② イノシシ</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金事業（国交付金事業）により、イノシシ捕獲用箱わな及び獣サイズ判別センサー等のIoT機器の計画的な購入を行っており、これらの機器を成獣捕獲に重点を置いた市街地出没対策に活用している。</p> <p>また、捕獲用箱わなの購入・設置に取り組む団体に対して、資材費を補助している。（市補助）</p> <p>③ サル</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金事業（国交付金事業）や県の野生鳥獣による生活環境被害防止対策事業補助金を活用し、有害な群れの捕獲に取り組んでいる。（委託事業）</p> <p>④ 特定外来生物</p> <p>アライグマ及びヌートリアは、特定外来生物防除計画に基づいた講習会を開催し、受講者が防除従事者として年間を通して捕獲できる体制をとっている。</p> <p>⑤ 小動物全般</p> <p>小動物捕獲用箱わなの貸し出しを行い、農作物被害対策の負担軽減を図っている。</p>	<p>捕獲班員の高齢化による人員確保、捕獲体制の維持のため、担い手の確保・育成が必要となっている。</p> <p>銃器による捕獲が制限されている市街地への出没が増加しており、出没時の緊急対応と体制づくりが課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金事業（国交付金事業）により、イノシシ用防護柵を購入し、防護柵の設置・管理は地域協議会が行っている。</p> <p>イノシシ用防護柵の設置に取り組む団体に対して、資材費を補助している。（市補助）</p>	<p>地域の過疎化及び高齢化により、荒廃地が増え、イノシシの生息域が日常生活圏周辺に拡大している。対策勉強会等の啓発も行っているが、地域内で対策意欲に温度差もあり、地域ぐるみでの自発的な対</p>

		策活動が進んでいない。
生息環境管理 その他の取組	鳥獣が近づきにくい環境づくりに取り組む団体に対して、活動費用を補助している。（市補助） 緩衝地帯整備費補助（森林環境譲与税活用事業）により、有害鳥獣の生息域と人里とを隔てる緩衝地帯の整備費（樹木伐採、下刈りほか）を補助している。（市補助）	緩衝地帯整備費補助は、整備区域内の森林所有者の全員同意を交付要件としているが、所有者の所在が不明な対象区域があることが多く、実施可能な場所が少ない。

### （５）今後の取組方針

鳥獣被害が発生する大きな要因として、鳥獣の生息数の増加や生息域の拡大など、鳥獣側に起因するものであると言われることが多い。しかし、「鳥獣が身を隠すことができる草藪」「放置された野菜くずや放任果樹」が出没や農作物被害につながっており、「正しい設置や適切に管理されていない侵入防止柵」「効果がほとんどない忌避資材や侵入防止対策」なども含め、人間側に起因する部分に着目し、対策を推進する。

具体的には、市民自らが対策を行うことを促し、市はそれを人的・財政的に積極的に支援を行う仕組みを次の①により構築し、②～⑤を総合的に取り組んでいくこととする。



#### ①一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構（以下「tegos」という）参画による地域支援

tegos は鳥獣被害対策の役割を担う行政や地域住民を支える県域での中間支援組織で、本市は2025年度（令和7年度）から負担金を拠出して参画し、専任者（フィールドアドバイザー、以下「FA」という）1名が駐在させている。

FAが地域住民からの被害の相談、被害対策の指導や支援、有害鳥獣捕獲班との連携

等を行い、市は、鳥獣被害対策の施策の立案、住民支援のための財政的支援等に重点を置き、両者で役割分担しながら鳥獣被害対策を推進する。

また、tegos への参画により、鳥獣被害対策に関する施策立案などについて、専門機関のコンサルティングを受けながら、本計画を含め、鳥獣関係施策全般について対策を充実させていく。

## ②環境づくり（集落環境整備）

農地や集落内に存在する放任果樹や野菜くず、稲刈り後の二番穂等は、鳥獣を集落に呼び寄せる誘引餌となるため、これらを除くことは被害抑制に重要である。

このような「有害鳥獣を寄せ付けない地域づくり」には集落全体での意識改革が必要であることから、市民への生ごみ・放置果樹の適正な処理などの啓発活動や研修会を実施し、農地周辺の草の刈払い・やぶ除去活動への参画を促していく。

さらに、FAによる誘引果樹等の現状把握に努める。

- ・地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組む地域団体への市補助を継続する。
- ・有害鳥獣の生息域と人里とを隔てる緩衝地帯整備事業（市補助）を継続する。
- ・鳥獣対策の専門家等による講演会を継続し、被害防止対策等の知識普及と啓発を推進する。

## ③侵入防止対策

侵入防止対策は獣種や地形等に応じて、構造や設置場所等を正しく選定し、それを適切に維持することを基本的な方針とし、被害を防除に努める。

加えて、細やかで適切なメンテナンスが欠かせないため、侵入防止柵の選定時点で維持管理の容易さを考慮するとともに、対策を行う地域住民とよく協議を行った上で、適切な維持管理体制を構築する。

また、財政的な支援として、引き続き侵入防止柵設置への補助制度を維持し、正しく機能するよう、事前及び事後にFAによる指導・確認を行いながら効果的かつ効率的な設置を推進する。

柵の整備に当たっては、対象獣種の特定、被害や侵入痕跡等の可視化、ルート選定や管理体制などの検討を行った上で、柵整備に係る事業実施計画を策定する。

- ・イノシシ対策用防護柵設置補助事業（国交付金事業及び市補助）を継続する。
- ・イノシシ以外の獣種対策用防護柵設置補助（市補助）を構築する。

## ④捕獲対策

本市が編成している7つの有害鳥獣捕獲班により、銃器・箱わな・くくりわなで捕獲を実施する。鳥獣による農作物被害や生活環境被害があった場合、免許を所持している者に対して捕獲の許可を行う。

捕獲にあたっては、毎年当該年度の具体的な捕獲計画を策定し、計画に基づいた捕獲を実施する。また、捕獲期間が終了後、計画に沿って効果的な捕獲活動が実施できたか、被害軽減につながったかなどの点検・評価を行う。

- ・活動区域が隣接する市内捕獲班間や隣接する他市町と連携し、境界区域において円滑に捕獲活動ができる体制をとる。
- ・イノシシ対策用箱わな設置補助事業（国交付金事業及び市補助）を継続する。

- ・狩猟免許取得費等の補助を継続し、新たな捕獲者の確保を図る。
- ・小動物捕獲用箱わなの貸し出しを継続する。
- ・特定外来生物（アライグマ及びヌートリア）については、国の確認を受けた防除実施計画に基づき講習会を開催し、生態等の知識及び捕獲技術の向上、継続した捕獲を推進する。
- ・IoT 技術を活用し、カメラ搭載捕獲監視センサーで捕獲状況の確認及び見回りの負担軽減を図る。また、獣サイズ判別センサーにより、イノシシの成獣捕獲に重点を置いた対策を推進する。
- ・カワウについては、個体数管理の対策及び銃器による捕獲活動を継続する。

### ⑤市街地出没対策（生活環境被害対策）

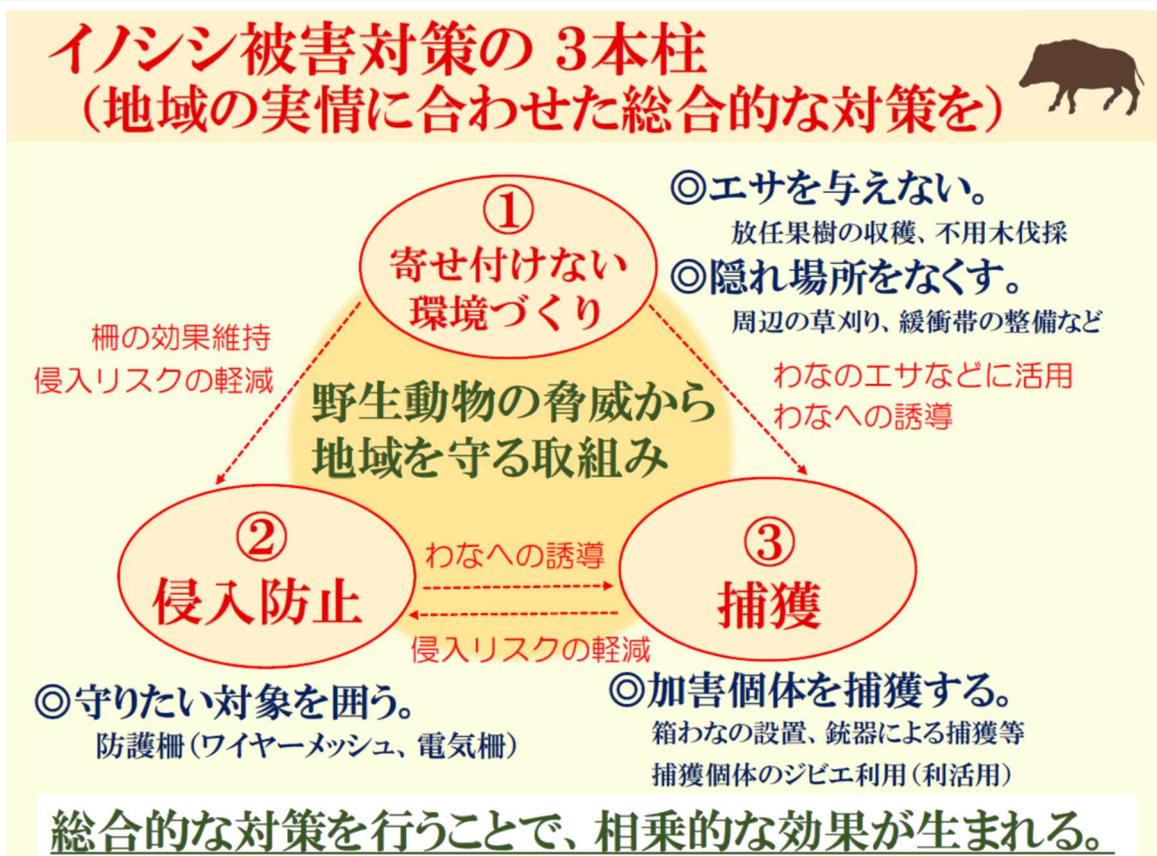
日常生活圏の生活環境への被害対策についても、基本的には①～④と同様に、侵入防止、環境整備、捕獲を総合的に取り組むこととする。

また、特にイノシシ等の大型野生鳥獣の出没に当たっては、「市街地に出没させないための取組」と「市街地に出没した際の緊急対応」の2つに分けて体制を整備する。

「市街地に出没させないための取組」については、②や③と同様に市街地周辺での侵入防止対策や緩衝帯整備、追い払い等を行うとともに、④の中で必要に応じて市街地周辺での積極的な捕獲を行うこととする。

「市街地に出没した際の緊急対応」については、本市の「大型野生鳥獣等出没時の緊急対応マニュアル」をもとに、有害鳥獣捕獲班、警察、県等の関係機関と連携しながら迅速な対応を行うこととする。

ツキノワグマ出没時には、クマレンジャーによる追払いや痕跡調査を実施するとともに、広島県ツキノワグマ対策協議会に参画し、情報収集を行う。



### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>現在、有害鳥獣捕獲は「有害鳥獣捕獲班による捕獲」と「農家等の被害による許可捕獲」の大きく2つの体制により実施している。</p> <p>市は事業主体として、捕獲班に対して日頃の活動を管理する。</p> <p>また、許可捕獲に関しては、適切な誘引やわな設置をして効果的な捕獲ができるよう、FA や捕獲班による現地指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲班 市長は鳥獣被害防止計画及び有害鳥獣捕獲実施計画に基づき、市内猟友会から推薦された猟友会員で構成された捕獲班へ捕獲許可と捕獲指示を行う。</li> <li>・鳥獣被害対策実施隊 市職員により組織されている。鳥獣被害防止対策に関する専門的な助言を行う。</li> <li>・特定外来生物防除従事者 市は特定外来生物（アライグマ及びヌートリア）防除の講習会を開催し、受講者が年間を通して捕獲を行う体制をとる。</li> </ul>
--

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2026 年度 (令和 8 年度)	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲班による捕獲を実施する。 有害鳥獣捕獲班の銃器活動に対して合同捕獲を促進する。また、隣接する市外の捕獲班へ相互に捕獲許可を出し、円滑な捕獲活動を実施する。</li> <li>・新規で狩猟免許の取得及び猟銃所持の許可申請を行う者に対し、免許等取得費用を補助する。（市補助）</li> <li>・狩猟期間外において、狩猟免許所持者の申請により捕獲の許可を行う。</li> <li>・小動物捕獲用箱わなの貸し出しを行う。</li> </ul>
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲班の銃器及びわなによる捕獲体制を推進する。</li> <li>・市補助によりイノシシ捕獲用箱わなの購入・設置に取り組む団体に対して、資材費を補助する。</li> <li>・専門業者に委託し、生息調査の結果をもとに効果的な捕獲対策を実施する。</li> </ul>
	サル、ニホンジカ、カラス、カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。</li> </ul>
	アライグマ、ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の確認を受けた特定外来生物防除実施計画に基づき、講習会を開催し、受講者が防除従事者として年間を通じた捕獲を推進する。</li> </ul>
2027 年度 (令和 9 年度)	同上	同上
2028 年度 (令和 10 年度)	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>有害鳥獣捕獲の目的は、農林水産被害等を及ぼす（又はその恐れのある）個体を捕獲することで被害軽減に資するためであり、必然的に農地等の被害場所近辺で捕獲することが中心となる。したがって、事前に何頭出没するかを予測するのは困難であることから、捕獲計画数については、これまでの実績等を踏まえて設定する。</p>	
① イノシシ	<p>市内全域で年間を通して農作物被害に加え、住宅地等への出没も増加しており、出没時の緊急性や被害状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。</p>
② ニホンジカ	<p>目撃情報、被害状況等に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。</p>
③ サル	<p>市内の北部地域を中心に住宅地への出没や農作物被害の相談が増加しており、人的被害の恐れもあるため、生息状況調査を実施し、有害鳥獣捕獲を実施する。</p>
④ アライグマ、ヌートリア	<p>外来生物法により「特定外来生物」に指定されており、完全排除を図るため、有害鳥獣捕獲と合わせて「福山市アライグマ及びヌートリア防除実施計画書」（以下、「防除実施計画」）に沿って防除を推進する。</p>
⑤ カラス	<p>市内の随所に生息しており、継続して有害鳥獣捕獲を実施する。</p>
⑥ カワウ	<p>市内の数か所にコロニーやねぐらが確認されており、今後も被害状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)
イノシシ	1,700	1,700	1,700
ニホンジカ	20	20	20
サル	20	20	20
ヌートリア	50	50	50
アライグマ	50	50	50
カラス	300	300	300
カワウ	20	20	20

捕獲等の取組内容
<p>全般</p> <p>農作物被害等が発生している地域において、捕獲班による、主にわな（箱わな、くくりわな）による捕獲を実施するとともに必要に応じて銃器を用いた捕獲も実施する。特に、被害発生場所については通年実施し、加害個体の捕獲に努める。</p> <p>国交付金事業を活用してトレイルカメラ及びカメラ搭載捕獲監視センサー、獣サイズ判別センサー等のIoT機器を活用し、広域的・効果的な捕獲を進める。</p> <p>農家等の被害による許可捕獲については、主に3月から11月の被害が発生する時期を中心に、箱わなにより、集落ぐるみ（農業者等）での捕獲を推進する。</p> <p>①イノシシ、ニホンジカ 被害状況に応じて、銃器、箱わな及びくくりわなでの捕獲を実施する。また、鳥獣保護区の一部において年間を通じて捕獲を実施する。</p> <p>②サル 年間を通じて捕獲活動を実施する。</p> <p>③アライグマ、ヌートリア 有害鳥獣捕獲と合わせて、防除実施計画に基づく防除従事者による箱わなによる捕獲を、年間を通じて実施する。</p> <p>④カラス 年間を通じて捕獲活動を実施する。</p> <p>⑤カワウ 銃器による捕獲活動の実施に加え、ドライアイスを用いた繁殖抑制を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>大型獣の有害鳥獣捕獲を行う場合には、半矢を防ぐ観点からライフル銃の使用が必要なことがある。また、ニホンジカの捕獲は遠射を必要とすることがあり、命中精度等考慮し、ライフル銃の使用が必要である。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
福山市	捕獲許可権限の委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

侵入防止柵は、鳥獣被害を防止するための最も基本的な対策のひとつである。柵の基本的な設置技術は確立されており、正しく設置すれば相当の被害を防ぐことが可能であるとされている。

しかし、現状として正しく設置されていない侵入防止柵が数多くあり、今後は設置者が正しく設置できるよう、FAによる事前の設置指導、事後の確認を行いながら、効果が発揮できるよう整備を進めていくこととする。

侵入防止柵別の現状と課題、整備及び管理の基本的な方針は次表のとおりである。

柵の種類	現状	課題	整備及び管理の基本方針
電気柵	一部の耕作地でイノシシ対策として設置されているが、被害が発生している。	正しく設置していない場合が多い。設置後の管理も、24時間通電していないなど適切に稼働していないケースが多い。正しい設置方法等について、指導支援できる体制について、市民へ十分浸透できていない。	安全かつ効果が発揮できるよう、(一社)広島県鳥獣対策等地域支援機構を中心とした正しい設置方法を推進する。
ワイヤーメッシュ柵	市内の多くの耕作地で採用されているが、柵の下から侵入されるケースが多い。	正しく設置及び維持管理できていない場合が多い。正しい設置方法等について、指導支援できる体制について、市民へ十分浸透できていない。	効果が発揮できるよう、(一社)広島県鳥獣対策等地域支援機構を中心とした正しい設置方法を推進する。

侵入防止柵の整備計画は以下のとおりである。

対象鳥獣	内容	整備内容		
		2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)
イノシシ	電気柵	500m	500m	500m
	ワイヤーメッシュ柵	2,500m	2,500m	2,500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2026年度 (令和8年度)	イノシシ	FAによる定期点検を実施し、適切な維持管理方法を指導する。
2027年度 (令和9年度)	イノシシ、 他	同上
2028年度 (令和10年度)	イノシシ、 他	同上

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
2026年度 (令和8年度)	イノシシ、 サル	FAによる集落調査で誘引の原因となる放任果樹や野菜くず等を特定し、対策を指導する。

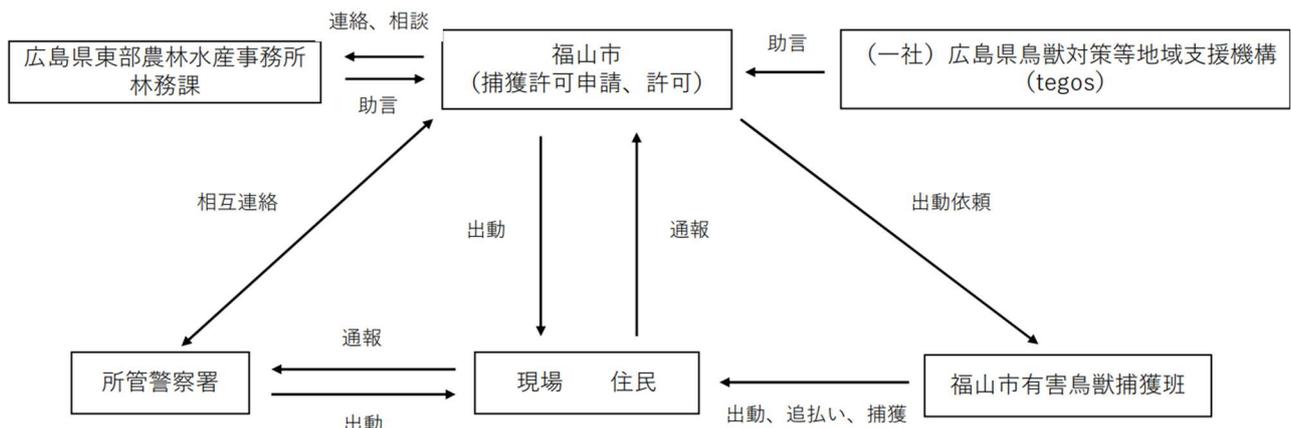
		地域ぐるみで取り組む団体に対し、鳥獣被害対策（耕作放棄地の解消、緩衝地帯の整備、放任果樹の伐採、煙火花火による追い払い等）の補助事業を行う。（市補助）
2027年度 (令和9年度)	同上	同上
2028年度 (令和10年度)	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
福山市経済部農林水産課	住民の安全確保、関係機関への連絡調整、捕獲班への出動依頼、捕獲許可、緊急銃猟の実施。
福山市有害鳥獣捕獲班	福山市からの出動依頼により捕獲・追い払いを行う。
広島県警察	福山市へ連絡し、住民の安全確保に努める。 不測の事態が生じて、警職法第4条第1項の措置が必要である場合の対応を行う。
広島県東部農林水産事務所 林務課	捕獲に関する情報提供及び助言を行う。
(一社) 広島県鳥獣対策等 地域支援機構 (tegos)	住民の安全確保について、助言を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣捕獲後の処理については、原則持ち帰るか、市ごみ処理施設へ持ち込み又は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋没する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間の処理加工施設が、引き取ったイノシシを食用に加工して販売している。
ペットフード	民間の処理加工施設が、引き取ったイノシシをペットフードに加工して販売している。
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特になし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし
------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし
------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称 (構成機関の名称)	福山市鳥獣被害対策協議会 (役割)
福山市経済部農林水産課 (事務局)	協議会に関する連絡調整及び有害鳥獣関連の情報提供
関係農業協同組合 (福山市農業協同組合)	有害鳥獣被害防止関連情報の収集及び調査事業の推進
関係漁業協同組合 (福山市芦田川漁業協同組合、 福山地区水産振興対策協議会)	有害鳥獣被害防止関連情報の収集及び調査事業の推進
関係森林組合 (広島県東部森林組合)	有害鳥獣被害防止関連情報の収集及び調査事業の推進
福山市有害鳥獣捕獲班 (7捕獲班)	捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福山市有害鳥獣対策協議会	鳥獣被害対策の計画立案
広島県東部農林水産事務所 農村振興課	鳥獣被害防止特措法関係情報提供・交付金事務等

広島県環境県民局自然環境課	鳥獣保護管理法関係情報提供等
広島県農林水産局農業生産課	鳥獣被害防止特措法関係情報提供等
広島県東部農林水産事務所 林務課	鳥獣保護管理法関係情報提供等
広島県東部農業技術指導所	鳥獣被害防止関係の技術指導等
広島県警察	銃刀法関係情報提供等
農業共済組合福山支所	有害鳥獣被害状況関連の情報提供
尾道市、府中市、神石高原町	有害鳥獣の情報交換及び連携
(一社) 広島県鳥獣対策等地域支援機構 (tegos)	有害鳥獣対策に係る地域指導等
広島県ツキノワグマ対策協議会	ツキノワグマの保護管理対策

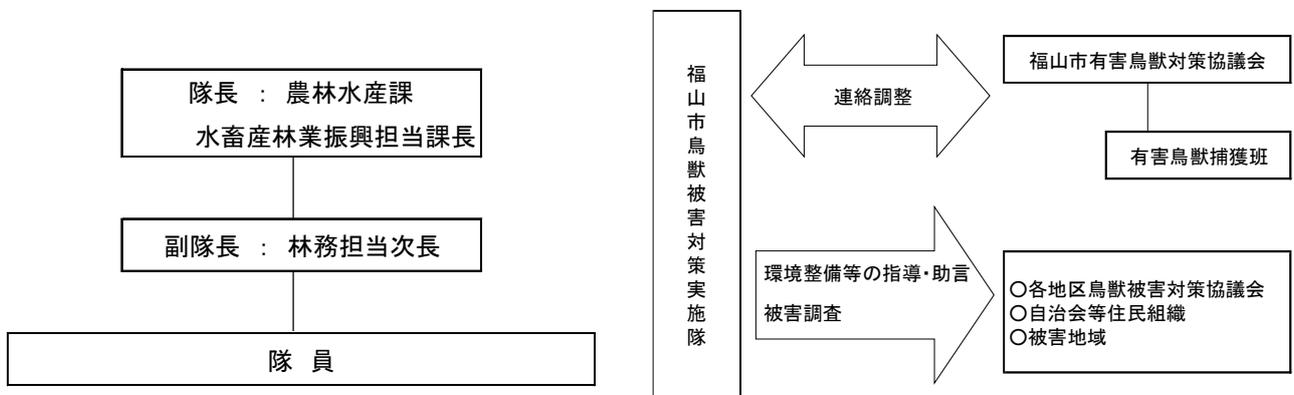
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

福山市鳥獣被害対策実施隊は市職員が指名を受け、構成人数は28人（うち2人が狩猟免許所持者）。

有害鳥獣の日常生活圏侵入への対応をはじめ環境改善、侵入防止、有害捕獲等の鳥獣被害対策の普及啓発に取り組む。

福山市鳥獣被害対策実施隊組織図

福山市鳥獣被害対策実施隊の業務



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

2025年度（令和7年度）より tegos に参画しており、地域主導による被害対策の推進と専門的な知見を取り入れた鳥獣被害対策、また、鳥獣被害の状況に応じ他市町と連携した対策に取り組む。

また、ツキノワグマ出没時には、クマレンジャーによる追払いや痕跡調査を実施するとともに、広島県ツキノワグマ対策協議会等で情報収集を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし